

# 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告書(抜粋)

平成29年第1回定例会の閉会日(3月22日)に、飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会の調査報告が行われました。

調査特別委員会は平成28年第4回定例会(9月28日)で設置について決議がされたもので、洞口和彦委員長を中心に7名の委員により数多くの会議を重ね、慎重に調査が進められてきました。

このページでは調査報告の概要を抜粋して掲載します。

なお、調査報告書の全文については市議会ホームページで公開しています。

## 第1 調査の目的

事実解明を強く要望する市民の付託に応え、市議会に対する市民の信頼を回復することを目的として、再発防止に役立てるものである。

## 第2 委員会設置の経緯及び運営等について

平成28年9月28日、調査事項を「飛騨市元職員の履歴の捏造、人事情報の改竄に関すること」として、地方自治法100条1項に基づく調査を行うこと、調査権限を特別委員会に委任することなどが議会において議決され、本委員会が活動を開始し、本委員会の運営は運営要領に従って行ないました。

## 第3 虚偽履歴の電算入力 の発覚に至る経緯と その後の調査、職員 の懲戒処分

1 事件発覚から監査委員による監査までの経緯

平成23年11月29日、岐阜新聞に福田武彦氏が履歴を捏造

して税理士試験免除を申請し、免除許可を得て税理士資格を取得していたとの記事が掲載された。これを受けて、

12月19日、議会が地方自治法第199条1項及び2項に基づく監査委員による監査を行うことを決議した。

## 2 監査委員による調査

平成24年2月24日付けで、監査の結果報告が行われた。福田武彦氏が辞令により税務課特命資産税担当を兼務した事実はない。にもかかわらず、人事システム上の履歴には、「兼ねて税務課特命資産税担当を命ずる」旨の履歴が7か所にわたって加筆修正されている。この加筆修正は、決裁手続きを経ておらず、不適切な事務処理である。

## 3 職員3名に対する懲戒処分

平成27年8月28日、福田武彦氏の虚偽履歴書作成と虚偽履歴電算入力に関して、職員3名が懲戒処分を受けた。

処分内容は、職員Aに対し停職3か月、職員B及びCに対し戒告であった。

## 第4 調査特別委員会開催 状況

委員会 18回開催  
準備会 14回開催

## 第5 証人喚問、参考人招致、 文書照会の実施 状況

1 証人喚問 11名  
2 参考人招致 4名  
3 文書照会

・ 国税庁長官官房人事課試験係長に税理士試験免除に関する照会

・ 平成14、15年度総務課、建設課職員に履歴証明書作成に関する照会

## 4 出頭、宣誓、証言の拒絶等

平成29年2月9日及び同月23日に開催した本委員会にて、井上久則氏を参考人として招致したが、いずれも事前に本委員会委員長宛に送付された通知書により出頭を拒否された。

## 第6 記録、資料の提出要 求の状況

23件請求し、15件の提出が

## 第7 調査結果

あった。なお、不提出の理由はいずれも資料の不存在であった。

\* 傍線部は、監査報告などにより飛騨市民に公表されておらず、本調査により、新たに判明した事実です。

### 1 委員会設置の提案理由に沿って判明した事実

#### (1) 福田武彦氏の税務担当歴及び辞令の有無

福田武彦氏は、税理士試験会計学科目の免除要件に該当する業務であったと判断できる事情はなかった。

#### (2) 虚偽履歴入力日時

人事給与システム上に存在しない兼任辞令が入力された欄の最終入力時期は、いずれも平成15年3月27日の午前8時45分から55分の間であり、同日に入力されたと認定すべきである。

#### (3) 虚偽履歴入力の日経緯

福田武彦氏は、職員Aに依頼指示した旨を証言した。しかし、職員Aは、福田武彦氏が

ら入力を依頼された可能性を明確に否定した。他方で、職員A自身が他の誰かに入力依頼指示したことについては覚えていない、誰かに頼んだのであれば職員Bである旨を証言した。

他方で、職員A、Bの証言から、当時、パスワードはマニュアルのファイルに記されており、それは机の中に保管されていたに過ぎないため、人事給与システムの操作方法を習得していれば、総務課職員以外の者でも加筆修正できた可能性があった。

加えて、職員Cの証言から、人事給与システムの端末は常時総務課員の視野に入っている位置に配置されてはいなかった上、財務会計支出のためのパソコン端末と固めて設置されていたため、総務課員以外の職員が総務課員に見られず同システムへの入力を行うことも不可能とまではいえないう状況であった。

### 2 調査に伴い判明した事実

(1) 履歴書以外の偽造文書の存在

履歴書以外にも、菅沼武元町長名で福田武彦氏の税務従事について税務課兼任辞令を受けたことを前提として証明する内容の文書が添付されていた。発覚からすでに2年以上が経過しているにもかかわらず税務従事証明書の作成経緯に関しては全く調査されていなかったことが明らかとなった。

#### (2) 飛騨市懲戒処分審議委員会による聴取

飛騨市懲戒処分審議委員会は、平成26年11月20日から平成27年4月7日までにかけて、職員A、B及びCを初め、福田武彦氏及び当時の総務課長などから複数回の聴取を行った。

しかし、その聴取結果によっても、電算入力に関しては誰が命じ、誰が入力したか明らかとならなかった。

#### (3) 履歴書及び税務従事証明書の作成経緯

ア 福田武彦氏は、菅沼武元町長に税理士の資格を取得したいとの意向を伝え、元町長は、福田武彦氏の意向を知り、平成15年3月ころ、職員Aの席、あるいは町長室において、職員Aに対し、福田武彦氏の履歴確認を指示した。

指示を受けた職員Aが福田武彦氏の履歴を確認したところ、税務課所属期間は14年間であり、税理士試験において会計学科目を免除されるために必要な期間(28年間)の約半分に過ぎなかった。

職員Aは、元町長にこの確認結果を伝え、指示を仰いだところ、元町長は、福田武彦氏が事実上の税務担当をしているため、その旨を付け加えれば要件を満たす可能性を示唆し、具体的には福田武彦氏と良く相談して証明書を作成するように指示した。

職員Aは、元町長の示唆に従い、福田武彦氏と協議を繰り返し検討し、最終的に「兼ねて税務課特命資産税担当を命ずる」との文言を用いることに決定し、試験免除要件を満たす外観

の履歴書の文書データを作成した。

イ 合わせて、福田武彦氏が考案した文章により税務従事証明書が作成されたが、同文章をパソコンもしくはワープロで打ち込んだ者、職員Aが作成した文書データに日付を打ち込み、あるいはこれを印字した者も、明らかとならなかった。

#### ウ 両文書に公印を押印した者について、福田武彦氏と職員Aの証言は、職員Aが押印したのではない点

職員Aは文書データを記憶させたフロッピーディスクを福田武彦氏に交付したに過ぎない点で一致するが、福田武彦氏はこれを印刷して押印するまでを別の職員に依頼したと述べて、自ら行っていないが、依頼した職員が誰かは覚えていない旨を証言した。

当委員会としては、福田武彦氏のこの証言は虚偽であることを疑わざるを得ない。

(4) 飛騨市行政機構による再発発覚後の行政による再発

防止対策として、平成24年5月から公印の押印方法を変更し、押印可能な時間帯を設け、それ以外の時間帯における押印を禁じることで、公印押印時における総務課の幹部職員による決裁確認を確実に行うとの対策が講じられたことが明らかとなった。

#### (5) 福田武彦氏から職員Aに 対する金銭支払

福田武彦氏は、職員Aに対する償いについて、「できることをやっていきたい」「既に(略)少し形作った」「それはあえて言いません」と証言し、他の職員についても、「そういう形でお詫び申しております」と証言した。

これについて、職員Aは、「処分発表の日に総合会館の方に来られました。で、謝られました。自宅の方へ謝りに来られました。(略)最初の総合会館に訪れられたときに、要は3ヶ月の処分だったので、その3ヶ月分の無給状態になりますので、給与相当やと思いますけれども、そういった相当の額を置いていかれ

ましたので、私は固辞したんですけれども、置いていかれましたので、そのまま受け取りまして、そのお金については手つかずで持っておりますけれども」と証言した。

#### (6) 飛騨市による発覚後の事実関係調査の不存在

平成24年2月の監査委員による監査結果報告後、飛騨市が懲戒処分審議委員会で職員らから聴取を開始する平成26年11月まで、約2年9ヶ月間が経過している。

#### 3 調査結果に対する当委員会としての評価

##### (1) 新たに判明した事実に関して

ア 明示された調査事項である福田武彦氏の虚偽履歴も無い時点での監査により判明していた以上の事実は明らかとならず、福田武彦氏が職員Aに入力を依頼した旨を証言した結果、かえって不明の度合いは深まった。

上記の福田武彦氏の新たな証言は当然に信用でき

るものではなく、依頼されていない旨の職員Aの証言が事実であれば虚偽の証言となり、その場合、偽証の動機は電算入力について依頼した他の職員の存在の隠蔽とみるのが自然である。

したがって、虚偽履歴の電算入力には、未だ名前から判明していない者が関与した疑いを払拭できない状態である。

イ まず、履歴書以外の偽造文書である税務従事証明書の存在が判明した。

監査委員による監査も懲戒処分審議委員会の聴取も、いずれも税務従事証明書の存在を前提としておらず、この文書が作成された動機及び経緯、税理士試験免除申請において果たした意味等により本件の全体像が大きく変わる可能性を有している。

本委員会としても、証人及び参考人に適宜証言を求めたが、結局、履歴書と同一の機会に文案が作成され、履歴書同様に印刷お

よび公印の押印の経緯が不明であった。

ウ 次に、履歴書及び税務従事証明書の作成経緯において、主に菅沼武元町長がどの程度関与したのかが具体的に明らかとなった。

辞令に基づく税務従事歴が不足しているとの報告を職員Aから受けた菅沼武元町長が事実上の税務従事歴を加える旨を示唆したため、偽造行為への関与に対する職員Aの心理的抵抗が大きく弱まり、

その後の偽造が実行される大きな原因の一つとなったことは否定できない。

福田武彦氏の事実上の

税務従事歴は税理士法上の試験免除要件を満たすかが疑わしいものであり、職員A、菅沼武元町長も、福田武彦氏の事実上の税務従事歴で試験免除が可能であるのか、少なくとも国税庁への照会などの方法により調査するべきであった。

そのような調査なくし

て安易に本人の言葉を信じ、事実上の税務従事歴を加えれば要件を満たす可能性を示唆した責任は、町長と一職員の力関係も考慮すると重大であると評価せざるを得ない。

エ 職員Aの処分後、福田武彦氏から職員Aに対する金銭交付があった事実について、刑事責任の有無を検討したが、本委員会では結論に至らなかった。

##### (2) 井上久則前市長の出頭拒絶に関して

井上久則氏は、証人喚問において、2年9ヶ月間にわたって飛騨市による調査がなされなかったにもかかわらず、「一時中断したと思っておりますが、その辺はどうお考えですか」との質問に対し、「放っておくということは絶対にあつてはならんことやと思つて進めてきた」と答え、また、「調査を一時中断されたこと

はありますか」との質問に対し、「常に「進めてきた」と回答し、調査がなされたと解釈できる回答を繰り返した。

その趣旨を明確にするべく、参考人招致を求めたが、出頭を拒絶された。

井上久則氏の回答は、調査が一時なされなかった事実を確認できない回答であり、本委員会としては虚偽証言として何らかの措置を執るべきか検討したが結論に至らなかった。

## 第8 調査費用

本委員会に要する費用は、設置決議当時、10万円以下とされたが、平成28年11月28日、130万円を追加する決議がなされた。

その決算見込みは、次のとおりである。

合計 115万380円  
内訳 事務委託費用、弁護士費用、謝金、交通費

## 第9 まとめ

本件は、自己の経歴をごまかして税理士資格を取得しようとした者の言葉を安易に信用して、履歴の捏造と内容虚偽の履歴書の作成に至った

ものであり、その後、資格の取得とその資格に基づく開業、さらにはその資格を称して市議に当選する事態にまで至っていることを考えれば、本件の影響が及ぶ範囲は極めて広く、関与した者の責任は重大である。

その過程をみれば、事務決裁規程や公印規程を軽視あるいは無視した行動が数多く確認できるが、関与者が元町長を含んでいることから、この原因を一部の職員の特異な人格にだけ求めるべきではなく、当時の古川町役場の遵法意識の低さを指摘すべきである。

各証人は、証人喚問の席において、各人各様の言葉で反省を述べたが、公務員が法を軽視するということは、法律に基づく行政という統治機構の根幹が脅かされるということであり、そのような反省は当然のことである。

本委員会の調査がそのような反省を活かす上で「よすが」となることを願う。

以上

## 調査特別委員会の調査終了にあたり

委員長として、一言申し上げます。

今回地方自治法第100条に基づき設置された100条委員会には虚偽の証言等に、罰則による強制力があります

が、それは調査の実効性を上げるためもので真実を究明することが目的です。今回監査委員や飛騨市当局の調査で明らかにならなかった事実解明と当時の上司の関与を解明し、市民の信頼を回復し、二度とこのような痛ましいが事件が起らないようにすることが目標でした。

しかし、証言で肝心な部分での「覚えていない」「確信が持てない」「忘れました」「わかりません」まさに100条の限界を感じた部分でした。

今回、新しく判明した事実もあります。今後は、この委員会でも明らかになった部分をしっかりと受け止めて、深く反省し、今後の市政運営に悪い

影響が残らないようにしていきたいと思えます。

都合の悪い部分を隠したり、過去の事実を封印するのではなくしっかりと調査し、一定の整理を図るにはいい機会だったと思っています。

尋問の中で市民に対して何人かがお詫びと反省の弁も述べられました。

● 係長に指示するときから、ちよつと軽率やったかなあ。もつとしっかりと私が指導管理していれば、こういう結果が出なんだのではありませんかと反省。本当に私の管理監督不行き届きで、こういう結果を生んだことに対して本当に申し訳ない。

● 上司としての責任がある。市民の皆さまに迷惑かけたことを深くお詫びしならんとの認識、非常に遺憾、二度とあつてはならない。

● 軽率な行為で市民の皆さまに非常に迷惑をかけた。お詫びしたい。

このように、はじめて市民に向け、公の場で反省を述べられました。

今回一連の関連調査のために、たくさんの方の証言をいただきました。真実を述べられた職員の方には動揺も、萎縮ありません。市民対立

は誰もが望んでいません。今回の調査報告で、この問題にしっかりと区切りをつけ、新しい気持ちで、飛騨市の活性化にむけて全市民一丸となつて、施策実現に向けての取り組みを進めていってほしいと願っています。

今回の調査には、たくさんの方々に協力いただきました。事実解明のために証人として応じていただきました皆さん、十数名の市民の方よりは真相究明への期待を込めたご意見をいただきました。誠にありがとうございます。

今回の報告により本委員会の調査を終了させていただきます。ありがとうございます。

飛騨市元職員の履歴に関する  
事務手続の調査特別委員会

委員長 洞 口 和 彦